

「大山駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を施行します。

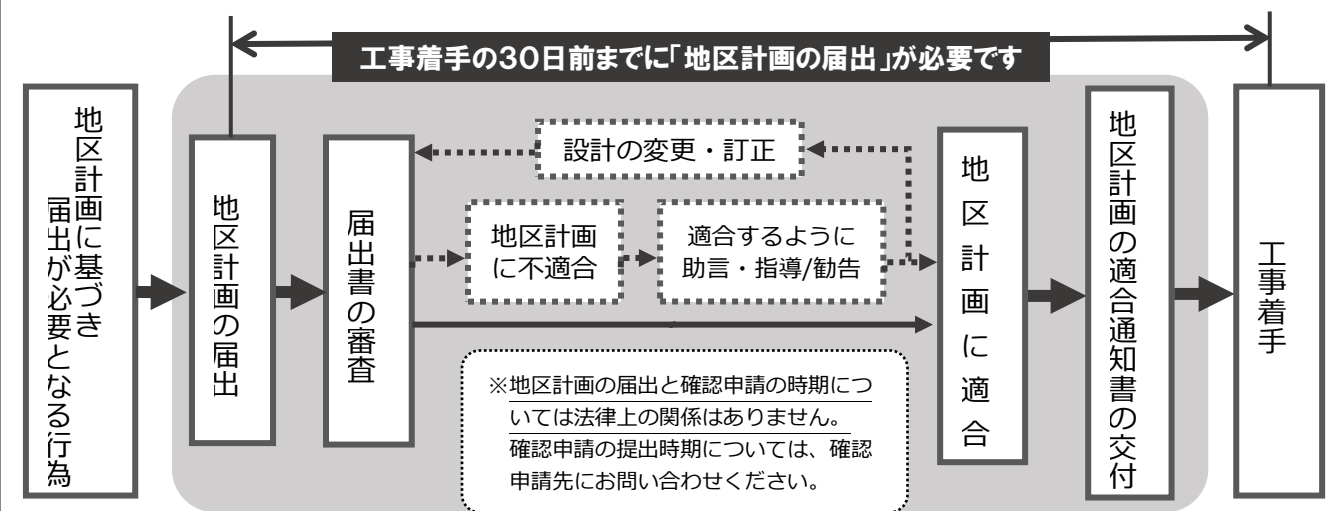
大山駅西地区では、令和2年1月に区に提出された「大山駅西地区の地区計画に関するまちづくりの提言」を受けて、「大山駅西地区地区計画」の都市計画手続きを進め、令和3年3月15日に地区計画を決定（変更）し、施行を行いました。また、大山駅西地区と区域が重複している川越街道沿道の区域についても、一体的なまちづくりを進めるため、沿道地区計画を一部変更し、施行しております。

このたび、大山駅西地区地区計画の建築物等の整備の方針の実現を担保するため、「大山駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を令和3年6月29日に公布し、令和3年7月30日に施行します。あわせて、「東京都板橋区沿道地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の適用区域にあたる川越街道沿道の区域においても、同日付けで条例を一部改正します。

地区計画の届出 ・ 手続きの流れ

〈届出が必要となる行為〉

- ① 建築物の建築(新築、増改築、移転など)
- ② 工作物の建設(広告塔などの広告物、擁壁の築造など)
- ③ 建築物の用途、形態又は意匠の変更(外壁の塗替えも含む)
- ④ 土地の区画・形質の変更(切土や盛土、道路や宅地の造成など)



【お問い合わせ先】

◎ 地区計画策定までの経緯に関すること

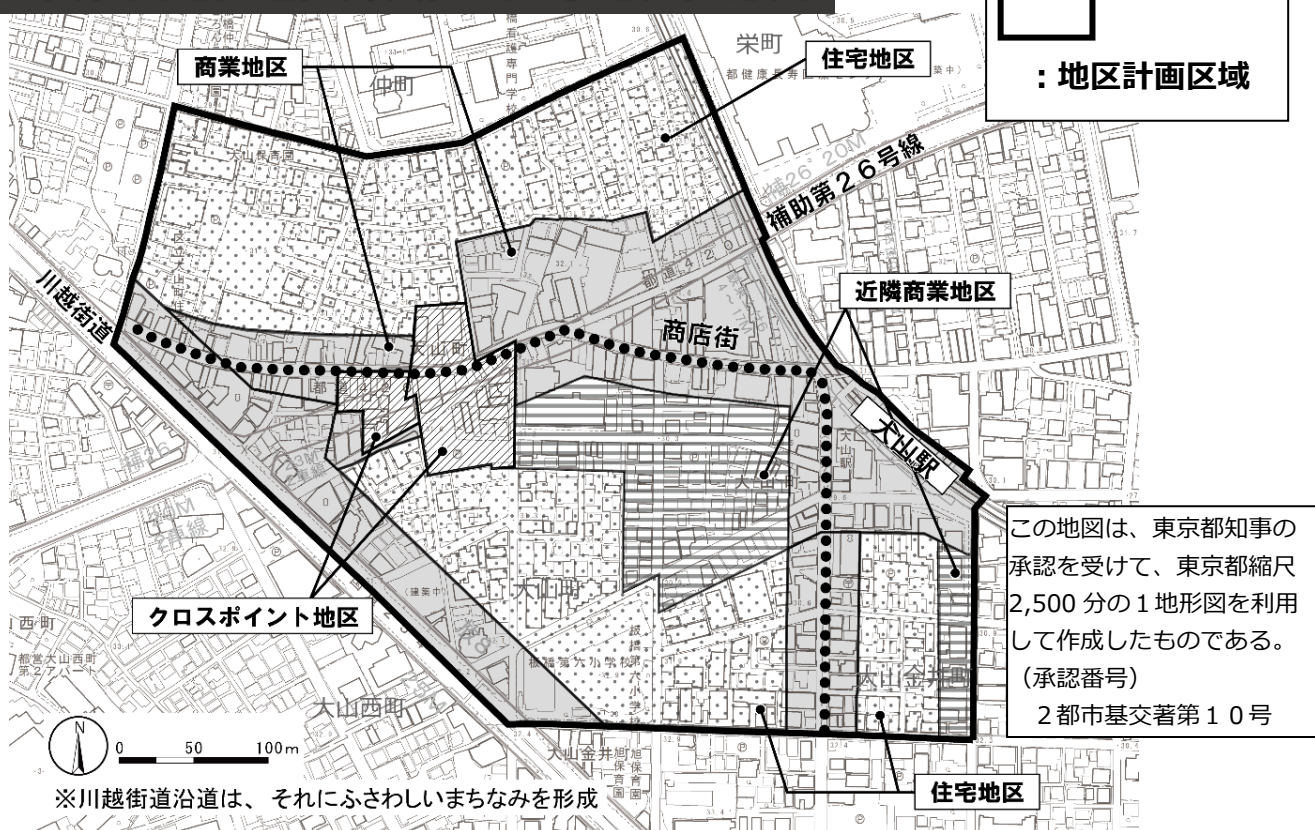
まちづくり推進室 まちづくり調整課 大山まちづくり第一係 ☎03(3579)2449
(区役所北館 5 階 13 番窓口)

◎ 地区計画の届出に関すること

都市整備部 建築指導課 意匠審査係 ☎03(3579)2573 (区役所北館 5 階 16 番窓口)

地区計画の概要（条例に定める事項は、①②となります）

大山駅西地区地区計画区域及び地区区分図



①建築物等の用途の制限

【全地区】以下のものは建築不可。

- ・性風俗店（ソープランド、ラブホテル等）
- ・勝馬、勝舟投票券発売所等
- ・ぱちんこ屋（既存店舗の建替えは除く）

【住宅地区】マージャン屋、射的場、カラオケボックス等は建築不可。

【商業地区の商店街沿道】

地区区分図の商店街沿道（・・・沿い）において、建築物の地上1階の当該道路に面する部分では、住宅、共同住宅等、倉庫業を営む倉庫は建築不可。ただし、住宅・共同住宅等への出入口、階段等は除く。

②壁面位置の制限

【住宅地区】隣地境界から壁面の位置までの距離を0.5m以上とする。ただし、敷地面積が60㎡未満の場合は除く。

地区計画でのみ定めている事項

- ③建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限
- ④垣又はさくの構造の制限
- ⑤土地利用に関する事項

◎地区計画の詳細やこれまでの検討の経緯については、区ホームページをご覧ください。



大山駅西地区地区計画について

検索